



介護職員等特定処遇改善実績報告書(令和元年度)

京都市長

殿

事業所等情報

介護保険事業所番号	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
-----------	---------------------------------

事業者・開設者	フリガナ 名称	カクシカイヤ センカク 株式会社 銭形企画
主たる事務所の所在地	〒600-8357 都・道 京都 (府) 京都市下京区黒門通五条下る柿本町594番地33	
	電話番号	075-353-4899 FAX番号 075-354-3037
事業所等の名称	フリガナ 名称	別紙様式3(添付書類1)に記載
事業所の所在地	〒	都・道 府・県
	電話番号	FAX番号
複数の事業所ごと一括して提出する場合の一括して提出する事業所数 (2) 事業所 ※この場合、事業所等情報については、「別紙一覧表による」と記載すること。		

① 算定した加算の区分	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ Ⅱ)	
② 賃金改善実施期間	令和2年1月～令和2年6月	
③ 令和元年度分介護職員等特定処遇改善加算総額	1,108,864円	
④ 賃金改善所要額(i-ii)	1,138,513円	
	i 加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額	6,768,542円
	ii 初めて加算を取得した月の前年度の賃金の総額	5,630,029円
⑤ 経験・技能のある介護職員(①)における平均賃金改善額((iii-iv)/v)	420,641円・1.8人	
	iii) 加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額	3,260,193円
	iv) 初めて加算を取得した月の前年度の賃金の総額	2,503,040円
	v) 当該事業所における経験・技能のある介護職員の人數	1.8人
	【そのうち、月額8万円の改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となった者	1人】
⑥ 他の介護職員(②)における平均賃金改善額((vi-vii)/viii)	144,673円・2.0人	
	vi) 加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額	2,014,445円
⑦ その他の職種(③)平均賃金改善額((ix-x)/xi)	51,119円・1.8人	
	ix) 加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額	1,493,904円
	x) 初めて加算を取得した月の前年度の賃金の総額	1,401,889円
⑧	1,292,889円	
	xi) 当該事業所におけるその他の職種の人數	1.8人
⑧	賃金改善を行った賃金項目及び方法(賃金改善を行う賃金項目(賃金改善を行う賃金項目(増額若しくは新設した給与の項目の種類(基本給、手当、賞与等)等)、賃金改善の実施時期や対象職員、一人当たりの平均賃金改善額について、可能な限り具体的に記載すること。なお①の「経験・技能のある介護職員」の基準設定の考え方については必ず記載すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・「経験・技能のある介護職員」については、特定処遇改善手当・賞与(6月)として、757,153円(一人当たり189,288円)を支給した。 ・「他の介護職員」については、特定処遇改善手当・賞与(6月)として、289,345円(一人当たり72,336円)を支給した。 ・「その他の職種」については、特定処遇改善手当・賞与(6月)として、92,015円(一人当たり23,003円)を支給した。 ・「経験・技能のある介護職員」の基準設定の考え方については、介護福祉士の資格を保有しており、介護職経験10年以上、リーダー・主任・生活相談員・サービス提供責任者等の役職者である者

- ※ ④ i) については、求められた場合に積算の根拠となる資料を提出できるようにしておくこと(任意の様式で可。)
- ※ ④については、法定福利費等の賃金改善に伴う増加分も含むことができる。
- ※ ④が③を上回らなければならないこと。
- ※ ④ ii) の計算に際しては、賃金改善実施期間の職員の人数と合わせた上で算出すること。すなわち、比較時点から賃金改善実施期間の始点までに職員が増加した場合、当該職員と同等の勤続年数の職員が比較時点にもいたと仮定して、賃金総額に上乘せする必要があることに留意すること。
- ※ 複数の介護サービス事業所等について一括して提出する場合、以下の添付書類についても作成すること。
 - ・添付書類1：都道府県等の圏域内の、当該計画書に記載された計画の対象となる介護サービス事業所等の一覧表（指定権者ごと）
 - ・添付書類2：各都道府県内の指定権者（当該都道府県を含む。）の一覧表（都道府県ごと）
 - ・添付書類3：計画書に記載された計画の対象となる介護サービス事業者等に係る都道府県の一覧表
- ※ 虚偽の記載や、介護職員処遇改善加算の請求に関して不正を行った場合には、支払われた介護給付費の返還を求められることや介護事業者の指定が取り消される場合があるので留意すること。

上記について相違ないことを証明いたします。

令和 2 年 7 月 29 日

(法人名) 株式会社 銭形企画

(代表者名) 代表取締役 上野 眞司



介護職員等特定処遇改善実績報告書(指定権者内事業所一覧表)

法人名	株式会社 銭形企画
-----	-----------

京都市

介護保険事業所番号	事業所の名称	サービス名	介護職員等特定処遇改善加算額	賃金改善所要額
2670400981	訪問介護銭形	訪問介護	820,339円	842,273円
①②③それぞれの平均賃金改善額		① 560,142円 (1.33人)	② 214,058円 (1.48人)	③ 68,073円 (1.33人)
2670400981	訪問介護銭形	総合事業 訪問型サービス	0円	0円
①②③それぞれの平均賃金改善額		① 0円 (0人)	② 0円 (0人)	③ 0円 (0人)
2670400411	デイサービス銭形	通所介護	288,525円	296,240円
①②③それぞれの平均賃金改善額		① 197,011円 (0.47人)	② 75,287円 (0.52人)	③ 23,942円 (0.47人)
2670400411	デイサービス銭形	総合事業通所型サービス	0円	0円
①②③それぞれの平均賃金改善額		① 0円 (0人)	② 0円 (0人)	③ 0円 (0人)
			円	円
①②③それぞれの平均賃金改善額		① 円 (人)	② 円 (人)	③ 円 (人)
			円	円
①②③それぞれの平均賃金改善額		① 円 (人)	② 円 (人)	③ 円 (人)
			円	円
①②③それぞれの平均賃金改善額		① 円 (人)	② 円 (人)	③ 円 (人)
			円	円
①②③それぞれの平均賃金改善額		① 円 (人)	② 円 (人)	③ 円 (人)
			円	円
①②③それぞれの平均賃金改善額		① 円 (人)	② 円 (人)	③ 円 (人)
			円	円
①②③それぞれの平均賃金改善額		① 円 (人)	② 円 (人)	③ 円 (人)
			円	円
①②③それぞれの平均賃金改善額		① 円 (人)	② 円 (人)	③ 円 (人)
			円	円
①②③それぞれの平均賃金改善額		① 円 (人)	② 円 (人)	③ 円 (人)
			円	円
合計		—	A 1,108,864円	B 1,138,513円

※ 計画書を届け出る指定権者(都道府県又は市区町村)ごとに記載すること。
 ※ A及びBは別紙様式3添付書類2の当該指定権者における金額と一致しなければならない。